

事務連絡  
平成24年3月30日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

## 相談支援関係の指定基準の解釈通知及び自立支援協議会の 設置運営に係る通知の送付について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、下記のとおり関係通知を送付いたしますので、管内市町村に周知するとともに、制度の円滑な施行のための助言等、ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、自立支援協議会については、今国会に提出した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」において、別紙の見直しがり盛り込まれておりますので、ご了知願います。

### 【送付資料】

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 自立支援協議会の設置運営について（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 自立支援協議会の設置運営に当たっての留意事項について（平成24年3月30日障発0330第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

### 【相談支援関係 担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域移行・障害児支援室 相談支援係 栗原、山崎、内藤  
TEL：03-5253-1111（内線：3149）  
E-mail：[yamazaki-ryouhei@mhlw.go.jp](mailto:yamazaki-ryouhei@mhlw.go.jp)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律要綱（抄）

### 十三 自立支援協議会の見直し

#### 1 名称の変更

自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改めるものとする。 （第八十九条の三第一項関係）

#### 2 構成員

協議会を構成する者に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記すること。 （第八十九条の三第一項関係）

#### 3 協議会の設置

協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものとする。 （第八十九条の三第一項関係）



障発0330第25号  
平成24年3月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



### 自立支援協議会の設置運営について

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、これまで地域生活支援事業において地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議として位置づけられていた自立支援協議会が、本年4月1日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条の2において、法定化されたところである。

一般の自立支援協議会の法定化を踏まえ、自立支援協議会の設置運営について、別添のとおり通知するので、これを参考に自立支援協議会の運営の活性化に取り組まれるとともに、都道府県におかれては、管内市町村、関係機関等に対する周知及び管内市町村に対する自立支援協議会の設置の促進や運営の活性化に向けた助言等、特段の御配慮をお願いする。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

## 自立支援協議会設置運営要綱

### 第1 目的

自立支援協議会は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

### 第2 障害者自立支援法の規定

#### 1 自立支援協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される自立支援協議会を置くことができる。（第89条の2第1項）
- (2) 自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（同条第2項）

#### 2 市町村障害福祉計画

市町村は、自立支援協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第88条第6項）

#### 3 都道府県障害福祉計画

都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第89条第5項）

### 第3 市町村が設置する自立支援協議会（市町村自立支援協議会）

#### 1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

#### 2 設置方法

市町村自立支援協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

#### 3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下の

とおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、当事者、学識経験者、民生委員、地域住民 等

#### 4 主な機能

- ・ 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 中立・公平性を確保する観点から基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の運営評価を実施
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用や地域の相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施等、相談支援の体制整備に関する協議
- ・ 権利擁護等の専門部会等の設置、運営 等

#### 5 財源

交付税により措置。

### 第4 都道府県が設置する自立支援協議会（都道府県自立支援協議会）

#### 1 基本的な役割

都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

#### 2 設置方法

都道府県自立支援協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができる。

#### 3 構成メンバー

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

#### 4 主な機能

- ・ 都道府県全域における関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有

- ・ 都道府県全域における障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 都道府県内の市町村自立支援協議会単位ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の人材確保・養成（研修のあり方を含む。）を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ その他（権利擁護の普及に関すること等）

## 5 財源

交付税により措置。



障発0330第8号  
平成24年3月30日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長



### 自立支援協議会の設置運営に当たっての留意事項について

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、本年4月1日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「改正法」という。）第89条の2において、自立支援協議会が法定化されたところである。

これを踏まえ、本日付で「自立支援協議会の設置運営について」（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が通知されたところであるが、その留意点については下記のとおりであるので了知されるとともに、管内市町村、関係機関等に周知をお願いする。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

### 記

#### 1 自立支援協議会の法定化の趣旨

自立支援協議会については、これまでも地域生活支援事業における「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議」として地域における障害者等の支援体制の整備を図っていく重要な役割を担ってきたところであるが、未だ自立支援協議会を設置していない市町村があるとともに、自立支援協議会を設置しているものの活動が低調でその役割が十分に果たされていないものも見受けられる。

このため、自立支援協議会の設置を促進するとともに、運営の活性化を図るため、法律上の位置づけが明確化されたところである。

今回の自立支援協議会の法定化を踏まえ、これまで未設置だった市町村においては、改めて自立支援協議会の設置の検討を行うとともに、既に設置済みの市町村及び都道府県においても、地域の実情に応じて自立支援協議会の活性化に向けた取組を行い、地域における障害者等の支援体制の整備を進めることが必要である。

併せて、改正法第88条第6項及び第89条第5項において、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、自立支援協議

会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村及び都道府県は、障害福祉計画の作成や変更に当たり自立支援協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要である。

## 2 自立支援協議会の設置運営に当たっての留意点

### (1) 設置運営の基本的事項

自立支援協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

このため、相談支援事業者が自立支援協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが自立支援協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていくことが考えられる。

また、市町村及び都道府県は、自立支援協議会の設置運営の責任主体であることから、自立支援協議会の運営に責任をもって関与するとともに、自立支援協議会において明らかになった課題等を踏まえ、障害福祉計画に反映すること等により、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めることが必要である。

### (2) 改正法を踏まえた自立支援協議会の役割

改正法により、市町村が障害福祉サービス等の支給決定に当たってサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を勘案することとされるとともに、サービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大や障害児支援利用計画が創設されたところである。

また、障害者支援施設等や精神科病院に入所又は入院する障害者に住居の確保その他の地域生活への移行するための活動に関する相談等を行う地域移行支援や、居宅において単身等で生活する障害者に対して緊急の事態等に相談等の支援を行う地域定着支援が創設されたところである。

これを踏まえ、自立支援協議会において、これらの相談支援の提供体制の整備や質の向上を図る方策等について検討を行い、地域の実情に応じて以下の取組を進めていくことが必要である。

- ① 都道府県自立支援協議会において、管内の相談支援の提供体制の状況を把握し、相談支援従事者研修の規模や研修内容等について協議
- ② 市町村自立支援協議会において、相談支援事業者等からなる専門部会等において相談支援の個別事例の支援のあり方についての協議やサービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上を図るための取組、相談支援事業者の運営を評価する取組
- ③ 障害者の地域移行や地域定着を推進するため、相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等の地域移行に係る関係機関等からなる専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組
- ④ 障害者の地域移行や地域定着を進めるに当たっての地域の課題を共有し、障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた支援体制の整備



(3) 障害者虐待防止法を踏まえた自立支援協議会の役割

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）の平成 24 年 10 月の施行を踏まえ、市町村及び都道府県は、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題である。

このため、市町村及び都道府県は、自立支援協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築することが必要である。

なお、基幹相談支援センターが、障害者虐待防止法の市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことも想定されるが、併せて、市町村自立支援協議会の運営の中心的な役割を担うことにより、一体的に障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが考えられる。

(4) その他の留意点

① 個人情報の取扱い

自立支援協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意すること。

② 要保護児童対策地域協議会との連携

障害のある要保護児童又は要支援児童について、適切な保護又は支援を図るための関係機関との必要な情報の交換や支援のあり方の検討を行うに当たっては、自立支援協議会と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会と連携を図ること。

③ 自立支援協議会の取組の周知

市町村及び都道府県は、自立支援協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域の関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行うこと。